

始良市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「設計違算」とは、単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ又は記載誤り等により、設計金額に変更が生じる場合をいう。

2 この訓令において「金額の誤りが軽微」とは、当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額の差額が、当初設計金額の1%以下である場合であり、かつ、建設工事が100万円以下、測量・建設コンサルタント業務委託が50万円以下であることをいう。

(対象)

第3条 この訓令の対象となる建設工事等は、予定価格100万円を超える建設工事及び予定価格50万円を超える測量・建設コンサルタント業務委託とする。

(開札前の対応)

第4条 市長は、入札の公告又は指名通知を行ってから、開札する前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、入札を続行することができる。

(1) 金額の誤りが軽微であること。

(2) 入札参加資格又は指名業者に変更がないこと。

(3) 当該入札に係る質疑に対する回答書の回答期日までに、当該設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に周知できること。

(開札後から契約締結前までの対応)

第5条 市長は、開札後から契約を締結する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、入札を無効とし、落札者の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、入札を有効とすることができる。

(1) 金額の誤りが軽微であること。

(2) 落札者に変更が生じないこと。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に設計違算があったことが判明した場合は、原則として、当該契約の相手方との協議により、契約を解除するものとする。この場合における入札及び落札者の決定の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該契約を継続することができる。

(1) 当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であること。

(2) 当該契約の履行状況等により契約を解除しがたいこと。

(3) 当該契約の相手方が契約の継続を希望していること。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、当該契約の相手方は、市に対し契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第7条 市長は、第5条第2項の規定により入札を有効と判断した場合又は第6条第2項の規定により当該契約を継続する場合は、落札金額で契約を締結の上、訂正した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結するものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。